

会員通知 第168号  
平成20年12月17日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

### 株券電子化に伴う制度整備に係る「定款」等の一部改正等について

本所は、別紙のとおり「定款」等の一部改正等を行い、平成21年1月5日及び本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、平成21年1月5日より、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく株券電子化が実施されることに伴い、「定款」等の一部改正等を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

#### 1. 正会員と顧客の間の決済方法等について

- ・ 新たに振替制度の対象となる有価証券（株券、新株予約権証券及び債券）についての正会員と顧客との間の売買の決済は、振替法に基づく口座振替により行うこととします。
- ・ 新たに振替制度の対象となる有価証券に係る引渡有価証券の券種等に関する規定を廃止します。

#### 2. 信託金等の代用有価証券の取扱いについて

- ・ 会員が本所に預託する信託金は現金のみとし、代用有価証券の取扱いは廃止することとします。
- ・ 発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券として、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を追加することとし、これらの有価証券を預託する場合には、証券保管振替機構における口座の振替により当該預託を行うこととします。

#### 3. 5日目決済の取扱いについて

- ・ 株券について総株主通知が行われる場合には5日目決済を行うこととします。
- ・ 優先株に係る取得対価の変更及び転換社債型新株予約権付社債券の行使条件の変更が行われる際、証券保管振替機構において取得請求の取次ぎ及び行使請求の取次ぎが停止されている場合は、旧条件での取得請求及び行使請求が可能な期間の最終日の3日前に行われる普通取引については、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。

#### 4. 株式併合等における期間売買停止の取扱いについて

株式の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、本所が必要があると認める場合に期間売買停止を行うこととします。

#### 5. 発行日決済取引の取扱いについて

- ・ 株券の公募に係る発行日決済取引を廃止します。
- ・ 株券及び新株予約権証券の無償割当に係る発行日決済取引を廃止します。

#### 6. 上場基準の整備について

- ・ 新たに振替制度の対象となる有価証券について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象となくなった場合には上場廃止とします。
- ・ 新規上場の際の株券の様式に係る規定及び見本株券の提出に係る規定を廃止します。

#### 7. 移行に係る措置について

株券について、証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前の日における普通取引は、売買成立の日から起算して5日目の日に決済を行うものとし、同取引に係る顧客の受渡時限は売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までとします。

#### 8. その他

- ・ 所要の用語の整備を行います。
- ・ その他所要の改正を行います。

なお、「本所が定める日」は平成20年12月17日といたします。

以 上

株券電子化に伴う制度整備に係る「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	2
3. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	8
4. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	10
5. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	19
6. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	20
7. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	24
8. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	25
9. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	31
10. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	33
11. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	36
12. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	38
13. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	39
14. 発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表	41
15. 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	42
16. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	44
17. 発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表	48
18. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	50
19. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	53
20. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	55
21. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	57
22. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	65
23. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	69
24. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	70
25. 株券上場廃止基準の取扱い規則の一部改正新旧対照表	74
26. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	79
27. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	83
28. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	85
29. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	89
30. 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表	90
31. 信託金代用有価証券に関する規則等を廃止する規則	91

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(有価証券)</u></p> <p><u>第2条の2 本所の定款、業務規程、受託契約</u> <u>準則その他の規則において、株券その他の</u> <u>有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ</u> <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。</u> <u>以下「法」という。）第2条第1項に規定す</u> <u>る株券その他の有価証券及び同条第2項の</u> <u>規定により当該株券その他の有価証券とみ</u> <u>なされる権利をいう。</u></p> <p>(組織及び人格)</p> <p>第3条 本所は、法に基づく会員組織の法人であ り、会員相互の信用と協力とを基礎とする。</p> <p>(信認金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 会員は、第45条の規定による公告を行っ</u> <u>た日（特別会員については脱退承認の日）から6</u> <u>か月を経過した後でなければ、信認金を取り戻</u> <u>すことができない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行 する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(組織及び人格)</p> <p>第3条 本所は、<u>金融商品取引法（昭和23年法</u> <u>律第25号。以下「法」という。）</u>に基づく会 員組織の法人であり、会員相互の信用と協力と を基礎とする。</p> <p>(信認金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>2 信認金は、本所が定めるところに従い、有価</u> <u>証券をもって代用預託することができる。</u></p> <p><u>3 会員は、第45条の規定による公告を行なっ</u> <u>た日（特別会員については脱退承認の日）から</u> <u>6か月を経過した後でなければ、信認金を取り</u> <u>戻すことができない。</u></p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 本所の売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 株 券 <u>(新株予約権証券を除く。)</u> a ~ c (略)</p> <p><u>(1) の 2 新株予約権証券</u></p> <p>a 当日決済取引 b 普通取引</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>第1号に定める期日以外の日で、株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券を除く。)</u>について、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく総株主通知が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主を確定するための期日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)</p> <p>(5) 投資信託受益証券について、<u>保管振替機構</u>において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が休業日に当た</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 本所の売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 株 券 <u>(新株予約権証券を含む)</u> a ~ c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 株券について、<u>株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく実質株主の通知を行うため本所が必要と認める日</u></p> <p>(5) 投資信託受益証券について、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するため</p>

るときは、当該期日の4日前の日

(6) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 発行日決済取引は、株券（新株予約権証券を除く。）の発行者が、株主割当により新たに発行する株券について第24条第1項の規定により権利落として定める期日から、本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第24条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

の期日の3日前（休業日を除く。）の日

(6) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行なわれる日。以下同じ。）の4日前（休業日を除く。）の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第44条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 発行日決済取引は、株券（投資信託受益証券を含む。以下同じ。）の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当により発行されるものについては第24条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第24条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(呼 値)

第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

(1) (略)

(2) 空売り(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。)を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第10条各号に規定する取引を除き、その旨

(3)～(6) (略)

2～11 (略)

(売買の停止)

第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、本所が必要があると認める場合

(1)の2 債券又は転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(5) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(呼 値)

第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

(1) (略)

(2) 空売り(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。)第26条の3第1項に規定する空売りをいう。)を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第10条各号に規定する取引を除き、その旨

(3)～(6) (略)

2～11 (略)

(売買の停止)

第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要があると認める場合

(1)の2 債券、転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(5) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 有価証券ミニ投資（正会員があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない株式について、保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け
- (5) ～ (8) (略)
- (9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数先物取引」という。）に係る約定数値（当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。）の水準と指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引（これに準ずる取引で指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数オプション取引」という。）を利用して行うものを含む。）に係る買付け（次条において「指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。）
- a 売方指数先物取引（指数先物取引のうち現実数値（将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。）が約定数値を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引
- b 買方指数先物取引（指数先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 有価証券ミニ投資（正会員があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない株式について、保管振替機構の証券保管振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け
- (5) ～ (8) (略)
- (9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数先物取引」という。）に係る約定指数（当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。）の水準と指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引（これに準ずる取引で指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数オプション取引」という。）を利用して行うものを含む。）に係る買付け（次条において「指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。）
- a 売方指数先物取引（指数先物取引のうち現実指数（将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。）が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引
- b 買方指数先物取引（指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下

この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限り)の買付けを行う取引

c (略)

(10) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

(1) ~ (9) (略)

(10) 指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11) ~ (15) (略)

### 第63条 削除

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限り)の買付けを行う取引

c (略)

(10) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

(1) ~ (9) (略)

(10) 指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11) ~ (15) (略)

(有価証券等取扱責任者及び有価証券等取扱者)

第63条 会員は、信認金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受(第2項及び第5項において同じ。)を、次項の規定により選任した有価証券等取扱責任者又は第3項の規定により選任した有価証券等取扱者によって行わなければならない。

2 会員は、信認金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受に関する業務の統括に当たらせるため、本所の承認を受けて、その役員又は従業員のうちから有価証券等取扱責任者1人を選任しなければならない。

3 会員は、本所の承認を受けて、有価証券等取扱者を選任することができる。

4 本所は、有価証券等取扱責任者又は有価証券等取扱者を適当でないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

5 有価証券等取扱責任者及び有価証券等取扱者が、信認金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受を行う場合には、本所が

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年1月25日から、第14条第1項第2号の規定は本所が定める日から施行する。
- 2 株券について、保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前の日における普通取引は、売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。
- 3 平成21年1月4日以前に売買が開始された新株予約権証券に係る発行日決済取引については、なお従前の例による。

交付する有価証券等取扱責任者又は有価証券等取扱者の資格を証する書面を着用していなければならない。

- 6 第2項及び第3項に規定する有価証券等取扱責任者及び有価証券等取扱者の選任等並びに前項の有価証券等取扱責任者又は有価証券等取扱者の資格を証する書面に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語(株券を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例並びに立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例(以下「立会外特例」という。)において定めるところによるものとする。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語(株券を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例並びに立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例(以下「立会外特例」という。)において定めるところによるものとする。</p>
<p><u>第7条及び第8条</u> 削除</p> <p>(削る)</p>	<p>(決済物件の制限)</p> <p><u>第7条 株式の併合、分割又は端数等無償割当て</u>  <u>(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。)</u>に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済物件として取り扱わないものとする。</p> <p>(有価証券の組合せ)</p> <p><u>第8条 非清算参加者が、指定清算参加者に引き渡す有価証券の券種の組合せについては、本所</u>  <u>が定めるところによるものとする。</u></p>
<p><u>第10条及び第11条</u> 削除</p> <p>(削る)</p>	<p>第10条 削除</p> <p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p><u>第11条 上場会社が商号変更を行う場合の商号変更日以降の株券の売買の決済については、本所</u>  <u>が定める期間に限り、本所が定めるものを</u></p>

<p>(発行日決済取引の売買契約の解消等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>投資信託受益証券</u>について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については、なお従前の例による。</p>	<p><u>決済物件として取り扱うことができる。</u></p> <p>(発行日決済取引の売買契約の解消等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>新株予約権証券</u>について準用する。</p>
---	--

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額。</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（預託証券を除く。）の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券についての<u>指定振替機関</u>（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、<u>記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額</u>、単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額。</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（預託証券を除く。）の銘柄、<u>記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数</u>を定める場合には当該単元株式数</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券についての<u>指定保管振替機関</u>（本所が指定する保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する保振法第6条の2に規定する同意に関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上場申請に係る有価証券の見本</u></p> <p>(3) (略)</p>

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7)・(8) (略)

(8) の2 新規上場申請者が、上場後において、企業行動規範に関する規則第2条に規定する投資単位の水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面

(9) (略)

3～5 (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする。

(次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ)

(2)・(3) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。））にあつては、中間監査を含む。以下同

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(6) の2 (略)

(7)・(8) (略)

(8) の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面

(9) (略)

3～5 (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする。

(次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ)

(2)・(3) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の6第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。））にあつては、中間監査を含む。以下同

じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。))及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。))及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。))をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。))(特定事業会社にあつては、中間財務諸表を含む。)をいう。以下同じ。)又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8・9 (略)

10 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、

を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。

(1) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。))及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。))及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。))をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。))(特定事業会社にあつては、中間財務諸表を含む。)をいう。以下同じ。)又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8・9 (略)

10 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、

第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

11・12 (略)

(適時開示に係る宣誓書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(上場契約)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第9条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請に係る有価証券の見本

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

11・12 (略)

(適時開示に係る宣誓書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(上場契約)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第9条第1項の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(新株券等の上場申請)

第8条 上場会社が発行者である株券又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (2) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の募集又は売出しの条件に関する事項
- (3) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の所有者別及び所有数別の分布状況
- (4) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 本所は、前項(その特例を含む。)の規定により上場申請のあった上場会社がアンビシャスに係る上場制度に基づき上場する株券又は新株予約権証券(以下「アンビシャス上場銘柄」という。)の発行者である場合は、当該上場申請はアンビシャスへの上場申請とみなす。

3 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書を提出するものとする。この場合における上場申請の取扱いは本所が定める。

4 本所は、第1項の上場申請により、株券又は新株予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿に当該申請に係る銘柄について記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(新株券等の上場申請手続)

第8条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (2) 上場申請に係る有価証券の募集又は売出しの条件に関する事項
- (3) 上場申請に係る有価証券の所有者別及び所有数別の分布状況
- (4) 上場申請に係る有価証券が、株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 本所は、前項(その特例を含む。)の規定により上場申請のあった有価証券の発行者がアンビシャスに係る上場制度に基づき上場する有価証券(以下「アンビシャス上場銘柄」という。)の発行者である場合は、当該上場申請はアンビシャスへの上場申請とみなす。

(新設)

(新設)

(同一種類の新株券の上場)

第9条 前条の規定により上場申請のあった株券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社が有償株主割当により新たに発行する株券のうち本所が定めるものは、本所が定めるところにより発行日決済取引により上場する。

(2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行された時に上場株券に追加して上場する。

(3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行された時に、上場株券に追加して上場する。

(削る)

(削る)

(新株券等の上場)

第9条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、本所の上場株券の発行者が新たに発行する株券(以下「新株券」という。)である場合には、原則として上場を承認するものとする。ただし、当該株券が株券上場廃止基準第2条第18号(同第2条の2第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

2 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとする。

(1) 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。

(3) 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること。

3 前項の規定により新株予約権証券が上場され

ることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第18号（同第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

(新設)

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとする。

(新設)

(1) 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。

(3) 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること。

(4) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(5) 新株予約権の目的である株式数が1,000単位以上であること。

(6) 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時

までに取扱いの対象となる見込みのあること。

- 2 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第10条 第8条に規定する場合のほか、上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量若しくは種類を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

- 2 本所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その変更上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更)

第11条の4 (略)

2・3 (略)

- 4 第3条第2項(第1号、第4号及び第6号から第9号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第10条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数等を変更しようとするときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

- 2 本所は、第8条の上場申請により、当該有価証券を上場する場合および前項の規定により当該有価証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更)

第11条の4 (略)

2・3 (略)

- 4 第3条第2項(第1号、第5号及び第6号の2から第9号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第19条 第9条の2の規定の適用を受けて上場した株券に係る上場市場の変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

第19条 第9条第1項の適用を受けて上場した株券 (株券上場廃止基準第2条第18号(同第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。))に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)に係る上場市場の変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) <u>指定振替機関</u>における取扱い 当該銘柄が<u>指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>平成20年4月1日改正付則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 改正後の第4条第1項<u>第8号</u>(第4条第2項、第6条第1項第5号及び第6条第2項による場合を含む。)の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 株券の様式</u> <u>株券については、本所の定める様式に適合していること又は本所の定める様式に適合する株券を作成する旨取締役会において決議済であること。</u></p> <p><u>(8)の2</u> (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) <u>指定保管振替機関</u>における取扱いに<u>係る同意</u> 当該銘柄について<u>指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を行っていること又は上場の時までに当該同意を行う見込みのあること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>平成20年4月1日改正付則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 改正後の第4条第1項<u>第8号の2</u>(第4条第2項、第6条第1項第5号及び第6条第2項による場合を含む。)の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a c (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>a d</u> (略)</p> <p><u>a e</u> (略)</p> <p><u>a f</u> (略)</p> <p><u>a g</u> (略)</p> <p><u>a h</u> a から前 a g までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a c (略)</p> <p><u>a d</u> <u>指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回</u></p> <p><u>a e</u> (略)</p> <p><u>a f</u> (略)</p> <p><u>a g</u> (略)</p> <p><u>a h</u> (略)</p> <p><u>a i</u> a から前 a h までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別定めると</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別定めると</p>

ころに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa hまでに掲げる事項

(2) ~ (6) (略)

(6) の 2 発行者による総株主通知請求

(7) ~ (12) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の各号に定めるところに従い、本所に書類の提出を行うものとする。

(1) 上場株式数報告書

翌月初まで

(2) 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

a 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の10%以上、新株予約権付社債各銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

b 上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面

ころに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa iまでに掲げる事項

(2) ~ (6) (略)

(新設)

(7) ~ (12) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するとともに、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行又は交付するものとする。

(新設)

(新設)

総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

c 期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合であって、次の各号に定めるところに従い、期中措置請求権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）を本所に提出するものとする。次に掲げるところによるものとする。

(1) 期中償還請求期間開始日からの行使累計又は同期間中における通知後の行使累計が、各銘柄の上場額面総額の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

(2) 各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて行使が行われた場合

直ちに

## 第10条 削除

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(有価証券の見本の提出)

第10条 上場有価証券の発行者は、新たに有価証券を発行する場合には、偽造および変造の防止または取引の便宜等に資するため、発行および変更の際して所定の様式により作成し、その見本を本所に提出するものとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>指定振替機関における取扱い</u>  <u>当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合</u></p> <p>(17)～(19) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>指定保管振替機関における取扱いに係る同意の撤回</u>  <u>上場会社が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</u></p> <p>(17)～(19) (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第1号に定める期日以外の日で、株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券を除く。)</u>について、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく<u>総株主通知が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主を確定するための期日の3日前(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)</u>の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)</p> <p>(5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)</p> <p>(6) 利付債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前の日</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券(投資信託受益証券を除く。)について、<u>株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)</u>に基づく<u>実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日</u></p> <p>(5) 投資信託受益証券について、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前(休業日を除く。)の日</p> <p>(6) 利付債券(転換社債型新株予約権付社債を除く。以下同じ。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行なわれる日。以下同じ。)の4日</p>

3～5 (略)

(利子の日割計算)

第11条 利付債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

第13条及び第14条 削除

(削る)

(削る)

前(取引所の休業日を除く。)の日

3～5 (略)

(利子の日割計算)

第11条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第13条 正会員に売付けの委託(投資信託受益証券及び債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))の売付けの委託を除く。)をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示をする株式数の合計が売買単位となるよう組み合わせたもの

(2) 新株予約権証券の売付けについては、

<p>(削る)</p>	<p><u>売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの</u></p> <p>(3) <u>転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、売買単位の額面金額の券種の転換社債型新株予約権付社債券</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託（投資信託受益証券の売付けの委託を除く。）において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</u></p> <p><u>(株式数が読み替えられる株券の取扱い)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第14条 顧客は、株式の併合、分割又は端数等無償割当て（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。）に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。</u></p>
<p><u>第16条及び第17条 削除</u></p>	<p><u>第16条 削除</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(商号変更の場合の決済物件)</u></p> <p><u>第17条 上場会社が商号変更（名称変更を含む。以下同じ。）を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。</u></p>
<p>(保管振替機構等の規則の適用)</p> <p><u>第18条 株券、新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関する契</u></p>	<p>(保管振替機構の規則の適用)</p> <p><u>第18条 株券（投資信託受益証券を除く。以下次条において同じ。）又は転換社債型新株予約</u></p>

約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

(削る)

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から株券、新株予約権証券又は債券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(削る)

権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株券等に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

3 投資信託受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるものの他、保管振替機構が定める上場投資信託受益権に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

2 正会員は、顧客から債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)又は投資信託受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券又は受益証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの  
弁済期限)

第32条 (略)

2 第39条第2項に規定する調整が行われた  
場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代  
金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無  
償割当ての対象となった株式(受益権に表示さ  
れる権利を含む。第38条及び第39条におい  
て同じ。)の売付け又は買付けが成立した日の  
6か月目の応当日から起算して4日目の日を  
超えて繰り延べることができない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与  
された場合の有価証券の弁済)

第38条 株式分割等による株式を受ける権利

(株式分割による株式を受ける権利、株式無償  
割当てによる株式を受ける権利及び会社分割  
による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権  
(募集株式の割当てを受ける権利を含む。以下  
同じ。)又は新株予約権の割当てを受ける権利  
(以下「株式分割等による株式を受ける権利  
等」という。)が付与された有価証券について  
の信用取引による有価証券の貸付けの弁済期  
日が、当該株式分割等による株式を受ける権利  
等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落  
の株券をもってこれを行うものとする。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第42条 (略)

2 正会員が前項により損害を被った場合にお  
いては、顧客のために占有し、又は振替法に基  
づく口座に記録する金銭及び有価証券をもっ  
て、その損害の賠償に充当し、なお不足がある  
ときは、その不足額の支払を顧客に対し請求す  
ることができる。

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの  
弁済期限)

第32条 (略)

2 第39条第2項に規定する調整が行われた  
場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代  
金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無  
償割当ての対象となった株式の売付け又は買  
付けが成立した日の6か月目の応当日から起  
算して4日目の日を超えて繰り延べることが  
できない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与  
された場合の有価証券の弁済)

第38条 株式分割等による株式を受ける権利

(株式分割による株式(受益権に表示される権  
利を含む。以下この条及び次条において同じ。)  
を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受  
ける権利及び会社分割による株式を受ける権  
利をいう。)、新株予約権(募集株式の割当てを  
受ける権利を含む。以下同じ。)又は新株予約  
権の割当てを受ける権利(以下「株式分割等に  
よる株式を受ける権利等」という。)が付与さ  
れた有価証券についての信用取引による有価  
証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等  
による株式を受ける権利等の割当日の翌日とな  
るものの弁済は、権利落の株券をもってこれ  
を行うものとする。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第42条 (略)

2 正会員が前項により損害を被った場合にお  
いては、顧客のために占有する金銭及び有価証  
券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不  
足があるときは、その不足額の支払を顧客に対  
し請求することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から施行する。
- 2 株券（投資信託受益証券を除く。）について、保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前（休業日を除外する。）の日に成立した普通取引における顧客の受渡時限に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「4日目」とあるのは「5日目」とする。
- 3 平成21年1月4日以前に売買が開始された新株予約権証券の売買に係る決済については、なお従前の例による。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該株券の見本</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>c 当該銘柄(振替法第2条第1項に掲げるものに限る。)が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p> <p><u>d</u> (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 当該株券が本所の定めるところに従って作成されているものであること。</u></p> <p><u>d 当該銘柄が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項に掲げるものに該当する場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</u></p> <p><u>e</u> (略)</p>
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。</p>

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄（振替法第2条第1項に掲げるものに限る。）が指定振替機関の振替業における取扱いの対象にならないこととなった場合

(6)・(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄（保振法第2条第1項に掲げるものに限る。）の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(6)・(7) (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</u></p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>c 当該銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。）第2条第2項に規定する振替機関という。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って転換社債型新株予約権付社債の本券を作成する旨を確約しているものであること。</u></p> <p><u>d 当該銘柄が指定保管振替機関（本所が指定する保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）第2条第2項に規定する保管振替機関という。）をいう。以下同じ。）の保管振替業において取り扱われる転換社債型新株予約権付社債券である場合に</u></p>

d 当該銘柄の額面金額が500万円、400万円、300万円、200万円、100万円、50万円又は10万円のいずれかであること。

e (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

(削る)

b (略)

c 前項第2号b、c、d及びeに適合するものであること。

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)～(4) (略)

(5) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなったとき。

(6) (略)

は、指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時まで当該同意がなされる見込みのあるものであること。

(新設)

e (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c (略)

d 前項第2号b、d及びeに適合するものであること。

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)～(4) (略)

(5) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 指定振替機関<u>(本所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。))</u>の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合</p> <p>次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと本所が認めたとき</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合</p> <p>次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと本所が認めたとき</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価</p>

証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第10号に規定する場合)

- ハ 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このハにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認める場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第11号bに規定する場合)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第10号に規定する場合)

- ハ 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認める場合(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第11号bに規定する場合)

2 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、  
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄が<u>指定振替機関</u>(本所が指定する振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関という。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄が<u>指定保管振替機関</u>(本所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関という。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程  
並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(削る)	<p><u>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</u></p> <p><u>第17条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す株券は、売買単位の券種の株券若しくは他の券種の株券で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。ただし、第4条第1号に規定する日に決済を行う立会外取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の株券によることができる。</u></p>
(削る)	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、株式会社証券保管振替機構が保管振替業において取り扱う内国株券（以下「機構取扱株券」という。）の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</u></p>
(削る)	<p><u>(口座振替による受渡し)</u></p> <p><u>第18条 正会員は、顧客から機構取扱株券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券を交付しない旨又は買付株券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。</u></p>
(有価証券等清算取次ぎに対する適用) 第17条 (略)	(有価証券等清算取次ぎに対する適用) 第19条 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年1月25日から施行する。
- 2 株券について、株式会社証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前（休業日を除く。）の日における立会外取引に係る第4条第2号及び第16条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「4日目」とあるのは「5日目」とする。

発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(占有物の処分)</p> <p>第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、証券取引に関し貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。</p> <p><u>(有価証券)</u></p> <p>第16条 この約諾書において、有価証券とは、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(占有物の処分)</p> <p>第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、証券取引に関し貴社の占有している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。</p> <p>(新設)</p>

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>その他証券取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産</u></p>	<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）</u>の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） その他証券取引に関し、貴社が占有している私の有価証券及びその他の動産</p>

(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け又は買付けを行うことができなくなることを。

- (1) 貴社が法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。
- (2) 貴社が法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

(有価証券)

第26条 この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け又は買付けを行うことができなくなることを。

- (1) 貴社が金融商品取引法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。
- (2) 貴社が金融商品取引法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

(新設)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>第3条及び第4条</u> 削除</p> <p>(削る)</p> <p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、<u>保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の3日前</u> (休業日を除外する。以下日数計算において同じ。) の日とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(<u>保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日</u>)</p> <p><u>第3条</u> 規程第9条第3項第4号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合(会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日(6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日)とする。</p> <p><u>第4条</u> 削除</p> <p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、<u>次の各号に定める日</u>とする。</p> <p>(1) <u>新株券(新株予約権証券を除く。)</u>の発行日決済取引</p> <p>a <u>株主割当により発行される場合</u>  <u>全株主に対する当該新株券発送の日の翌日</u>(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>b <u>一般募集により発行される場合</u>  <u>全引受人に対する当該新株券交付の日の前日</u>(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)</p> <p>(2) <u>新株予約権証券の発行日決済取引</u></p>

(削る)

(株券の売買単位)

第16条 規程第15条第1号ただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第5項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。

(債券の売買単位)

第17条 規程第15条第3号に規定する債券の売買単位は、額面金額とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第18条 規程第15条第4号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額とする。

株主が請求により即日新株予約権証券を取得し得る状態の日又は全株主に対する当該新株予約権証券発送の日から起算して10日を経過した日の3日前の日

(3) 新投資信託受益証券の発行日決済取引受益者割当に係る効力発生日の翌日

(売買単位)

第16条 規程第15条第1号ただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第5項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。

(債券の売買単位)

第17条 規程第15条第3号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第18条 規程第15条第4号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面500万円券のものは額面500万円、額面400万円券のものは額面400万円、額面300万円券のものは額面300万円、額面200万円券のものは額面200万円、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10

(取得対価の変更期日等)

第20条 規程第25条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日)及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での行使請求が可能な期間の最終日)(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) (略)

(売買の停止)

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第27条第1号の2に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3) ~ (5) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

万円とする。

(取得対価の変更期日等)

第20条 規程第25条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日。

(2) (略)

(売買の停止)

第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第27条第1号の2に掲げる場合の当該債券、転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3) ~ (5) (略)

2 この改正規定施行の日前に売買が開始された新株予約権証券に係る発行日決済取引については、なお従前の例による。

発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、<u>外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。次項において同じ。</u>） 100分の70</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。）に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。<u>次号において同じ。</u>） 100分の70</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第5条 <u>削除</u></p>	<p><u>(被合併会社株券等の代用の取扱い)</u></p> <p>第5条 <u>合併の場合において清算・決済規程第10条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更の場合において清算・決済規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、売買証拠金の代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、国内の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている被合併会社株券及び商号変更前の株券について準用する。</u></p>

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の金融商品取引所に上場されている株券（投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券（当該投資証券受益証券を除く。）及び当該株券の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2条から第4条まで 削除</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>(引渡有価証券)</u></p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(2) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券（業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券という。以下同じ。）については、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p> <p>第3条 削除</p> <p><u>(商号変更の場合の決済物件)</u></p> <p>第4条 規程第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する本所が定める期間は、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本所が定めるものは、商号変更前の株券とする。</p>

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第5条 非清算参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1) 株主（受益者を含む。）を確定するための基準日等の日

(2) 優先株の発行者の定める取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日（取得請求権付株式について当該前日に株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において取得請求の取次

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第5条 非清算参加者は、株券及び転換社債型新株予約権付社債券（株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第4条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株予約権証券については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1) 株主（受益者を含む。）の権利を確定するための基準日等の日

(2) 優先株の発行者の定める取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日

ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日（当該前日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の行使条件での行使請求が可能な期間の最終日）

(3) (略)

(削る)

(4) (略)

(5) 利付債券の利払期日の前日

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については、なお従前の例による。

(3) (略)

(4) 株券（保管振替機構が保管振替業において取扱わない株券を除く。）の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法（平成17年法律第86号）第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

(6) 利付債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券（保管振替機構が保管振替業において取扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の利払期日の前日

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)に定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買い顧客がその引受を希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、<u>新株式を移転すること</u>により処理することができるものとする。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権(譲渡制限新株予約権を除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買い顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転し、又は当該信用買い顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、<u>新株式を移転すること</u>により処理することができるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)に定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買い顧客がその引受を希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、<u>新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)</u>を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権(譲渡制限新株予約権を除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買い顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転し、又は当該信用買い顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、<u>新株券を引き渡すこと</u>により処理することができるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

4 前各項の規定により正会員が新株式又は新株予約権を移転することとなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

5 (略)

(新株式等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株式又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株式又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

4 前3項の規定により会員が新株券を引き渡し又は新株予約権を移転することとなった場合は、会員は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

5 (略)

(新株券等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株券又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株券又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行なうものとする。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数が2,000単位(1単位は、単元株式数(会社法平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第5号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。)を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議により既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。)を上場株式数から減じた結果第5条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条の2の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。<u>(有価証券上場規程第9条の2に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数が2,000単位(1単位は、単元株式数(会社法平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。)を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議により既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。)を上場株式数から減じた結果第5条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条第1項の規定の適用を受けて上場される株券<u>(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)</u>に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>6・7 (略)</p>
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条の2の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。(有価証券上場規程第9条の2に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)

7～9 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条第1項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

7～9 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第7号に規定する<u>指定振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係（削る）</p> <p><u>(1)</u> 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しな</p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第7号に規定する<u>指定保管振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p><u>(1)</u> 第2号に規定する「上場申請に係る有価証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しな</p>

い。

- a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」

各2部

この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社となった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b～i (略)

- j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第151条第1項第2号、第3号、第4号又は第6号の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関（振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）が総株主通知の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以

い。

- a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」

各2部

この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社となった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b～i (略)

- j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）第31条第1項第2号又は第3号の規定（同法第39条の5において準用する場合を含む。）に基づき保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（保管振替機関が当該実質株主の通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以

下「基準日等」という。)における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k・i (略)

(削る)

m (略)

n (略)

nの2 (略)

nの3 (略)

nの4 (略)

o (略)

(5) (略)

3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) (略)

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(5)b及び1からmまでに規定する書類

c・d (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(5)b及び1からmまでに規定する書類

c・d (略)

8. 第3条(新規上場申請手続)第10項関係

(削る)

(1) 第4号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の

以下「基準日等」という。)における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k・i (略)

m 株券上場審査基準第4条第1項第8号後段の規定を証する書面の写し

n (略)

nの2 (略)

nの3 (略)

nの4 (略)

nの5 (略)

o (略)

(6) (略)

3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) (略)

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(5)b及び1からnまでに規定する書類

c・d (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(5)b及び1からnまでに規定する書類

c・d (略)

8. 第3条(新規上場申請手続)第10項関係

(1) 第2号に規定する「上場申請に係る有価証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。

(2) 第5号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の

規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

dの2 2.(5) nの2の(b)及びnの4に規定する書類

e・f (略)

12. 第7条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合は当該単元株式数、アンビシャス上場銘柄である場合にはその旨及び上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

13. 第8条（新株券等の上場申請）第3項関係

上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、本所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

dの2 2.(5) nの3の(b)及びnの5に規定する書類

e・f (略)

12. 第7条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、記名・無記名の別、種類、額面金額がある場合にはその金額、単元株式数を定める場合は当該単元株式数、アンビシャス上場銘柄である場合にはその旨、上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

13. 第8条（新株券等の上場申請手続）関係

本所の上場有価証券の発行者が発行者である株券で公募により発行されるものの上場を申請する場合には、当該発行者は、第1項第3号に規定する「分布状況」について、当該公募に係る株券の取得者数等を記載した書面を、当該公募の申込期間満了の日後遅滞なく提出するものとする。

14. 第9条（同一種類の新株券等の上場）関係

(1) 第1号に規定する「本所が定めるもの」とは、有償株主割当（有償優先出資者割当を含む。）により新たに発行される株券であつて、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。

a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること（法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）。

b 株式数が1,000単位以上であること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

14. 第9条（新株券等の上場）関係

(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準

a 新株予約権証券又は株主割当により発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。

(a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること（法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）。

(b) 株式数（新株予約権証券にあつては、新株予約権の目的である株式数）が1,000単位以上であること。

(c) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 前aのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該株主割当により発行される新株券がaの(a)の条件に適合し、かつ、当該公募により発行される新株券が次のcの規定により発行日決済取引として上場されるときは、当該株主割当により発行される新株券を、当該公募により発行される新株券と同時に、発行日決済取引により上場する。

c 公募により発行される新株券がaの(a)及び(c)の条件に適合し、かつ、当該公募に係る株式数が2,000単位以上である場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日決済取引により上場する。

d 前cのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該公募により発行される新株券がaの(a)の条件に適合し、

(2) 第2号に規定する「本所が定める基準」とは、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日（基準日）が到来するものについては、aに適合することを要しない。

a 株式数が2,000単位以上であること。

b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 上場株券等と権利関係が同一となると見込まれること。

(削る)

(削る)

かつ、当該株主割当により発行される新株券が発行日決済取引として上場されているときは、当該公募により発行される新株券を、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、当該発行日決済取引に追加して上場する。

e aから前dまでのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該株主割当及び公募により発行される新株券が、それぞれaの(a)の条件に適合し、かつ、両者を合わせることにによりaの(b)及び(c)の条件に適合しているときは、これを、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日決済取引により上場する。

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a 新株予約権証券又は上場株券と権利関係を異にする新株券が上場後の分布状況等が著しく悪いと認められない場合は、原則としてその発行された時に上場する。

b 新株式として上場されない新株券は、上場株券と権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(3) 新株券の発行株式数を確認する前に上場する場合の取扱い基準

他の種類の株式へ転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日（基準日）が到来する増資新株券は、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

(4) 新株予約権証券については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからcまでに掲げる要件に適合する場合

16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

- (1) (略)
- (2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(5)(a、c、gからiまで及びkからmまでを除く。)の規定を準用する。
- (3) (略)

17. 第11条の5（上場市場の変更審査料）関係

- (1) 第11条の5に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請による前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。
- (2) (略)

平成20年4月1日改正付則

- 1 (略)
- 2 改正後の2. (4) a、2. (4) d、9.(1) cの規定は、この改正規定施行の日(以

に上場するものとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、本所が定める日までとする。

- a 新株予約権証券を新株予約権者の請求により発行する場合において、新株予約権者の請求あるときには、速やかに新株予約権証券を発行すること。
- b 新株予約権証券の印刷については、偽造防止についての措置を十分施したものであること。
- c 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、新株予約権の行使が行われた場合には、株券を遅滞なく発行すること。

16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

- (1) (略)
- (2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(5)(a、c、gからiまで及びkからnまでを除く。)の規定を準用する。
- (3) (略)

17. 第11条の5（上場市場の変更審査料）関係

- (1) 第11条の4に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請による前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。
- (2) (略)

平成20年4月1日改正付則

- 1 (略)
- 2 改正後の2. (5) a、2. (5) d、9.(1) cの規定は、この改正規定施行の日(以

下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2. (1) d 及び同 (3) g に規定する「重要な影響」については、I に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度 (II に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。) を算出して、決定するものとする。

I・II (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2. (2) d 及び同 (4) g に規定する「重要な影響」については、I に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度 (II に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。) を算出して、決定するものとする。

I・II (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(4)</u> jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）における株主が所有する株式の数又は株主の数（以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。）に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(4)</u> dの2又はe</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(5)</u> jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）における株主が所有する株式の数又は株主の数（以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。）に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(5)</u> dの2又はe</p>

の2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f・g (略)

(6) 利益の額

a～f (略)

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (4) dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h・i (略)

(7) (略)

(削る)

の2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f・g (略)

(6) 利益の額

a～f (略)

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (5) dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h・i (略)

(7) (略)

(8) 株券の様式

a 第8号に規定する「本所の定める様式に適合する株券」とは、次に定める要件を具備したものをいうものとする。

(a) 印刷会社名及び多色細線模様が印刷されているものであること。

(b) 新規上場申請者の社名（又は社章）又は印刷会社があらかじめ本所に届けた標章のいずれかを「すきいれ」（「すかし」を入れたもの）しているものであること。

b 前aに規定する印刷会社は、十分な管理組織を有していることを要するものとする

(8) 単元株式数

第8号に規定する本所が別に定める場合とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項の規定に従い同規程第3条第2項第8号の3に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(9) 株式の譲渡制限

第9号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合をいうものとする。

a～c (略)

(10) 株式事務代行機関の設置

a 第10号に規定する「株式事務代行機関」とは、株主名簿管理人であって、名義書換事務のほかに、株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b (略)

(削る)

る。

c 第8号の規定は、既に国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている新規上場申請者については、原則として適用しないものとする。

d 上場前に発行した株券で、aに定める要件を具備していない株券がある場合には、原則として上場日までに、aに定める要件を具備した株券と取り替えるものとする。

(8) の2 単元株式数

第8号の2に規定する本所が別に定める場合とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項の規定に従い同規程第3条第2項第8号の3に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(9) 株式の譲渡制限

第9号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合（bにあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。）をいうものとする。

a～c (略)

(10) 株式事務代行機関の設置

a 第10号に規定する「株式事務代行機関」とは、株主名簿管理人であって、名義書換事務のほかに、株券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b (略)

c 第10号において株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、札幌市又はそ

(11) 第11号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

の至近地区に設置することを要するものとする。

(11) 第11号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(1)</u>に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」をいうものとし、新規上場申請者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(2)</u>に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」をいうものとし、新規上場申請者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 第1号 <u>a g</u> に掲げる事項</p> <p>定款の変更理由が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～fの1 (略)</p> <p>fの2 第2条第1項第1号 <u>a g</u> に掲げる事項</p> <p>変更後の定款 変更後遅滞なく</p> <p>この場合において、上場会社は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>g～k (略)</p> <p><u>kの2</u> 第6号の2に掲げる事項</p> <p>(a) <u>取締役会決議通知書又は決定通知</u></p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 第1号 <u>a h</u> に掲げる事項</p> <p>定款の変更理由が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～fの1 (略)</p> <p>fの2 第2条第1項第1号 <u>a h</u> に掲げる事項</p> <p>変更後の定款 変更後遅滞なく</p> <p>この場合において、上場会社は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>g～k (略)</p> <p>(新設)</p>

書

決議又は決定後直ちに

(b) 株主確定日に関する日程表

当該株主確定日の3週間前

1～n (略)

6. 第6条(上場申請の手続)関係

- (1) 有価証券上場規程に関する取扱い要領13.の規定は、第6条の場合に準用する。

(2) (略)

8. 削除

1～n (略)

6. 第6条(上場申請の手続)関係

- (1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(2) (略)

8. 第7条(新株予約権の行使通知等)関係

- (1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

翌月初

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

- (a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の1

0%以上、新株予約権付社債各銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未

その都度遅滞なく

(b) 上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 期中償還請求権行使報告書

期中償還請求期間満了後直ちに

b 次の場合における期中償還請求権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) 期中償還請求期間開始日からの行使累計又は同期間中における通知後の行使累計が、各銘柄の上場額面総額の1

9. 削除

10. 第11条（株主等への発送書類の提出）関係

(1) 第11条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a～c (略)

(削る)

(削る)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

0%以上となった場合

その都度遅滞なく

(b) 各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて行使が行われた場合

直ちに

9. 第10条（有価証券の見本の提出）関係

(1) 第10条の規定により上場会社を作成する有価証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(8)によるものとする。

(2) 第10条の規定により提出する有価証券の見本には、本所所定の「証券見本目録」を添付するものとする。

(3) 上場会社が商号を変更する場合には、変更後の商号を表示した新株券を作成し、旧株券との引替えを遅滞なく行うものとする。

10. 第11条（株主等への発送書類の提出）関係

(1) 第11条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a～c (略)

d 新株券発行引換通知書

e 配当決議通知書

(2) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(4)</u> jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e～n (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の<u>新株予約権証券及び新株券を含む。</u>）の本所及び国内の他の金融商品取引所の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「本所が適当</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2. <u>(5)</u> jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e～n (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。）の本所及び国内の他の金融商品取引所の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「本所が適当</p>

と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） （略）

（b） 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a dに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

e・f （略）

（6）・（7） （略）

（8） 事業活動の停止

a （略）

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の（a）から（c）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（a） 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する

と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） （略）

（b） 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

e・f （略）

（6）・（7） （略）

（8） 事業活動の停止

a （略）

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の（a）から（c）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（a） 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する

株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

イ 本所の上場株券

ロ (略)

(b)・(c) (略)

(9)～(15) (略)

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) (略)

(2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2. (1)のeに規定する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面をいう。

(3) (略)

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1. (8)

bの(a) 又は(b)（合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受

株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

イ 他の上場会社（既に国内の他の金融商品取引所の上場会社となっている非上場会社を含む。）が発行する上場株券

ロ (略)

(b)・(c) (略)

(9)～(15) (略)

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) (略)

(2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領2. (2)のeに規定する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面をいう。

(3) (略)

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号のうち、本取扱い1. (8)

bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

b (略)

c 第2条第15号のうち、本取扱い1.(13) a 又は b (株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）の規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

d (略)

(削る)

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間（当該上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該銘柄がフェニックス銘柄（日本証券業協

b (略)

c 第2条第15号のうち、本取扱い1.(13) a の規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

d (略)

e 第2条第19号（第2条の2第3号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。)として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると本所が認めた場合には、当該期間を2か月間)とする。  
ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a～c (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

a～c (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(j)、(k)又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(m)の4 (略)</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第19号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理銘柄への指定</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合（同基準第2条各号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合を除く。）には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(j)、(k)又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a)～(m)の4 (略)</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第19号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）<u>（株券の不正発行の場合を除く。）</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理銘柄への指定</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合（同基準第2条各号（同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。）にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、<u>第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。）</u>には、当該株券を整理銘柄に指定することが</p>

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（b）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) ～ (a) の 3 (略)

(b) 優先株特例第 4 条第 2 項第 7 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) (略)

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株特例第 4 条第 1 項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。）又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号まで若しくは第 7 号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 1 項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合

できる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（b）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) ～ (a) の 3 (略)

(b) 優先株特例第 4 条第 2 項第 7 号（株券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) (略)

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株特例第 4 条第 1 項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 6 号まで若しくは第 7 号（株券の不正発行の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 1 項各号（株券上場廃止基準の取扱い 1. (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合

合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.(2)1に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.(2)1に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができ

る。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p>1. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 第3条第3号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>2. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規定する基準日等をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信</p>	<p>1. 第2条(上場申請)関係</p> <p><u>第4号に規定する「当該株券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第3条第3号cに規定する「本所のでめるところに従って作成されているもの」とは、次のaからcまでに適合している株券をいうものとする。</u></p> <p>a <u>株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)に定める要件を具備していること。</u></p> <p>b <u>優先株の内容について本所が必要と認める事項が記載されていること。</u></p> <p>c <u>他の種類の株券と容易に識別できること。</u></p> <p>(3) 第3条第3号dに規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)jに規定する基準日等をいう。)の後2か月以内に、株主又</p>

託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内150人に達しないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（上場銘柄の優先株が指定振替機関が振替業において取り扱う株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。（当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。）

e～i （略）

(2)～(5) （略）

3. （略）

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内150人に達しないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（上場銘柄の優先株が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。（当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。）

e～i （略）

(2)～(5) （略）

4. （略）

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p>1. 上場審査基準の取扱い (転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号cに規定する<u>指定振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p>	<p>1. 上場申請の取扱い (転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例 (以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券特例</u>」<u>という。</u>) 第2条関係)</p> <p>(1) 第2条第1項第2号に規定する「<u>その他本所が必要と認める書類</u>」には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a 発行事務委託契約書</p> <p>b 期中事務委託契約書</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本</u>」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 上場審査基準の取扱い (転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する<u>転換社債型新株予約権付社債の本券は、額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種とし、その本券(利札を含む。)の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)によるものとする。</u></p> <p>(3) 第3条第1項第2号dに規定する<u>指定保管振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p>

2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a・b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日とする。

(削る)

(削る)

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付

3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a・b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。

(a) 最終償還期日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間満了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の保管振替業において取り扱われている銘柄に限る。）

新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間満了の日から起算して6日前の日）

(b) 前(a)以外の銘柄

最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日のいずれか早い日から起算して4日前の日（当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前の日）

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付

社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

(削る)

(削る)

e ~ g (略)

### 3. 転換社債型新株予約権付社債の上場手数料及び年賦課金

(1)・(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施

社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

(a) 繰上げ償還の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間終了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の保管振替業において取り扱われている銘柄に限る。）

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日（新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日）

(b) 前(a)以外の銘柄

繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日のいずれか早い日から起算して4日前の日（当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日）

e ~ g (略)

### 4. 転換社債型新株予約権付社債の上場手数料及び年賦課金

(1)・(2) (略)

行する。	
------	--

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 受益証券特例第4条第1号に規定する上場口数は、投資信託の受益権の総口数と同数とする。</p> <p>2 受益証券特例第4条第3号に規定する<u>指定振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条の2、第14条から第16条までに定めるところに準じるところをいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 受益証券特例第4条第1号に規定する上場口数は、投資信託の受益権の総口数と同数とする。</p> <p>2 受益証券特例第4条第3号に規定する<u>指定保管振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、<u>第10条(有価証券の作成に係る部分に限る。)</u>、第12条の2、第14条から第16条までに定めるところに準じるところをいうものとする。</p>

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>新規上場審査に当たって、次の（2）の規定の適用を受けようとする新規上場申請者は、有価証券上場規程第3条第2項第9号に規定する「本所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領<u>2.4</u>に定める書類のほか、次の（2）の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>新規上場審査に当たって、次の（2）の規定の適用を受けようとする新規上場申請者は、有価証券上場規程第3条第2項第9号に規定する「本所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領<u>2.5</u>に定める書類のほか、次の（2）の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

## 信託金代用有価証券に関する規則等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 信託金代用有価証券に関する規則
- (2) 対当取引の報告に関する規則
- (3) 有価証券等取扱責任者及び有価証券等取扱者に関する規則
- (4) 有価証券等取扱場所出入者規則
- (5) 商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券に関する取扱いについて
- (6) 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例
- (7) 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱い

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。